

## 「益田アムスメロン」の地理的表示保護制度の登録について

アムスメロンは、益田市を代表する農産物として、市民から親しまれています。このメロンの更なるブランド力向上を目指し、「益田アムスメロン」という名称で国の地理的表示保護制度の登録を申請していたところ、この度、登録の運びとなりました。あわせて、登録証授与式が開催されますのでお知らせします。

- 1 申請者 益田アムスメロン振興協議会（会長；田村清己）  
（住所；JA しまね西いわみ地区本部営農センター内）
- 2 申請の経緯  
令和 6 年 2 月 29 日 「益田アムスメロン」を地理的表示に申請  
令和 6 年 3 月 11 日 申請の事実の公示  
令和 6 年 6 月 6, 7 日 農林水産省審査官による現地審査  
令和 6 年 9 月 12 日 登録申請の公示  
令和 7 年 1 月 17 日 地理的表示に係る学識経験者委員会
- 3 登録証授与式  
日 時 令和 7 年 1 月 30 日 午後 2 時から（70 分程度）  
場 所 農林水産省 7 階講堂（東京都千代田区霞が関 1-2-1）  
内 容 登録証の授与、登録生産者団体のコメント、写真撮影 等
- 4 今後の活用（計画）  
贈答用メロンの箱、ポスター等に認証（GI）マークを付け、国認証の産地であることを PR し、益田アムスメロンのブランドイメージ向上を図る
- 5 【参考】地理的表示（GI）保護制度 とは
  - ・ 地域ならではの要因と結びついた特性を有する産品を農林水産大臣が登録
  - ・ 基準を満たす産品を生産販売する者は地理的表示及び GI マークが使用可能
  - ・ 国による登録や GI マーク利用により、模倣品の排除やブランド強化
  - ・ 令和 6 年 8 月 27 日現在、全国 148 の農林水産品物、飲食料品等が登録（メロンでは、全国で 2 例目の登録）